

兵庫県太陽光発電設備導入推進広告業務委託仕様書

1 業務の名称

兵庫県太陽光発電設備導入推進広告業務委託

2 業務の概要

太陽光発電設備導入に係る補助金や支援をSNS広告等を活用して事業者、県民に周知し、補助金を活用した太陽光発電設備の導入を促進する。

本事業の目的達成に向けた戦略とそれに基づく手法について提案し、兵庫県（以下、「委託者」という。）と協議して実施する。なお、下記以外で効果的な手法があれば、その媒体や効果等、具体的な内容について提案を求める。

3 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月18日（水）

4 事業費

1,297,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 広告で周知したい事業内容

(1) 自家消費型非住宅用太陽光発電設備導入補助

対象者：兵庫県内の中小企業（一部対象外地域有）

対象設備：太陽光発電（屋根置き、野立て）

補助額：屋根置き・野立て型（PPA/リース）5万円/kW

ソーラーカーポート型（PPA/リース/自己設置）補助対象経費の1/3

いずれも上限は500万円

(2) 事業者用太陽光発電の共同調達支援事業

PPA/リース/自己設置の複数社の見積を無料で比較検討可能

対象：兵庫県内の事業所を有する事業者

※1981年以降の新耐震基準を満たし、建物図面の提供が可能であること

(3) 住宅用太陽光発電等の共同購入支援事業

太陽光、蓄電池の導入希望者に無料で見積を提供。安心できる事業者が施工

対象：兵庫県内の住宅に太陽光発電・蓄電池の設置を希望する方

※県内の一部市町では、国の交付金を活用した補助事業を実施予定

6 業務の内容

当該事業を受託する者（以下、「受託者」という。）は、以下の内容に従って業務を実施する。

(1) 広報戦略とそれに基づく広報手法

本業務の目的達成に向け、広報戦略とそれに基づくターゲット分析手法及び広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

太陽光発電設備の導入を検討している人だけでなく、漠然と導入を考えている人も対象として太陽光発電設備等の導入を効果的・効率的にPRすることを前提として、画期的な広報手法や魅力的な広告デザイン、広告配信対象の分析手法を提案し、委託者と協議して実施すること。

広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。

(2) WEB広告の運用にかかる対象分析・広告制作および配信・結果分析

広告の配信対象の分析を行った上で、効果的な広報手法を用いながら補助金の活用、共同調達支援事業、共同購入支援事業への登録促進等のPRを行う。

また、実施後にそれらの結果分析も行うこと。

① 広報対象の事前分析

広告実施にあたり、事前にターゲット分析を行う。

具体的には、再生可能エネルギーや住宅用太陽光発電、節電に関連するキーワードを検索している検討者の分析や、直接的には検索をおこなっていないが、今後、太陽光発電設備等の導入を行う可能性のある潜在的導入検討者の分析を実施する。

② ①を元にしたネット広告の実施

①で分析した太陽光発電設備導入検討者に向けたネット広告を実施する。

ア 活用する広報媒体

Yahoo!、Instagram、Google、X、スマートニュース、TVer等

※上記は一例であり、手法を限定するものではない。

イ その他

(ア)各媒体での掲載回数など含め効果的な手法を検討し、具体的な計画を作成のうえ提案すること。

なお、同一媒体の1ページ内には、広告は1件のみ表示とすること。1ページとは、ユーザーはスマートフォンまたはPCで閲覧した際に、スクロールにより表示される範囲を指す。

(イ)キーワードやターゲット・掲載文章等は業務期間中のクリック数等に応じて、委託者と協議の上、必要に応じて修正可能とすること。

(ウ)バナー画像等広報に使用する写真・イラスト制作等にかかる費用、著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。

③ バナー及びランディングページの作成

②で実施する広告のバナー及びリンク先となるランディングページを上記「5 広告で周知したい事業内容」とおり広報内容ごとに制作すること。

また、バナーについては、媒体ごとに2種類以上作成すること。

なお、サーバーは兵庫県サーバーを利用することとし、各内容等については県と協議のうえ決定する。

④ ②③で実施した広報の結果分析・今後事業への提案

各広告配信終了後に、ランディングページ等の広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証・分析を実施する。（例：サイト訪問数など）

(3) 広告実施期間

令和8年3月11日（水）～16日（月）の間で提案のインプレッション数に達するまで

(4) 納入成果物

広告の効果について事業報告書を作成すること。

なお、事業報告書に記載する内容についても提案に含めること。

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2)実施計画の策定

受託者は、業務を進めるにあたり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を県に提出すること。

(3)業務の進捗管理

- ① 本件業務の進め方について、受託者は委託と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。
- ② また本件業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ③ この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ④ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(4)成果物の利用（二次利用）

本件業務の成果物にかかる著作権、所有権は、県に帰属し、県は当該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(5)機密の保持

受託者は本件業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に使用し、第三者に提供してはならない。また、本件業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6)個人情報の保護

受託者は、本件業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(7)著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(8)再委託

本件業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」

という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(9)その他

- ① 受託者は本件業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は本件業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること